

平成 年 月 日

文化庁文化財部美術学芸課長 殿

申請者 住所
(TEL)
氏名
(担当者)

古美術品輸出鑑査証明について (申請)

このことについて下記の輸出品目が、国宝・重要文化財の指定及び重要美術品等認定物件に該当しないことを証明願います。

1 仕 向 地 (受取人の住所・氏名記入)

2 輸出の事由

3 輸出品目 (番号は写真番号と同一のものとする)

番 号 (登録番号)	名 称 (種 別)	作 者 (銘 文)	員 数 大きさ (反り, 目くぎ穴)

(注1) 輸出品目が銃砲刀剣類所持等取締法第14条の規定により登録されたものである場合は登録証表面の記載事項を記入すること。

(注2) 有効期間は、発行の日から1年以内(但し、1回の輸出に限り有効)とする。

(注3) 通関手続の際には、本紙(原本)を税関に提出すること。